

## 今週の専門用語


 売却時控除

居住用財産を売却した場合、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例のこと（居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例）。前年又は前々年に、同特例や居住用財産の買換え特例、居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例などを受けていないことが要件となる。なお、入居した年、その前年又は前々年に、居住用財産を売却した場合の特例の適用を受けた場合には、住宅ローン控除の適用を受けることができない。

 男女間賃金格差

今年7月8日に施行された改正女性活躍推進法により、同法施行後「最初に終了する事業年度」の実績を翌事業年度の開始後概ね3か月以内に公表する必要がある。「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」ごとに、「女性労働者の賃金の平均/男性労働者の賃金の平均」を割合（%）で表示する。女性活躍推進法上、改正開示府令案で開示対象となった3項目のうち女性管理職比率、男性の育児休業取得率の公表は選択制だが、男女賃金格差は必須であり、有報でも必須開示項目となる。

 少額の減価償却資産

法人が事業の用に供した減価償却資産で使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものをいう。「使用可能期間が1年未満」とは、法定耐用年数ではなく、その法人の営む業種において一般的に消耗性のものと認識され、かつ、その法人の平均的な使用状況、補充状況などから1年未満であるものをいう。取得価額の損金算入制度は損金経理が要件となっており、いったん資産に計上したものをその後の事業年度で一時に損金経理をしても損金算入できない。

**From**  
編集室

◆政府税調は、税に対する公平感を大きく損なうため早期に対応が必要な事例として、高額な利益・連年利益があるにもかかわらず無申告の事例を示した。◆いわゆる「ことさら過少」の最高裁平成7年判決は、上告人が3箇年にわたって多額の雑所得をあえて申告書に全く記載しなかった点、最高裁平成6年判決は、3年間にわたり極めてわずかな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続けた点を指摘している。◆税務調査時の虚偽答弁等は重加事務運営指針に取り込まれているところだが、重加賦課の判断基準として、「年数」「申告額の程度」が明示されるか、R5改正の議論に注目したい。（TN）

## 週刊T&amp;Amaster 第956号

2022年11月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい